

### 3. 景観形成の「目標」と「基本方針」

市民・事業者・行政が協働し取り組む、景観形成の「目標」と「基本方針」を次のように設定します。

#### < 目標 >

- (1) 海と山の豊かな自然に育まれて培われてきた地域環境を活かした個性ある景観づくり
- (2) 観光交流の拡大により地域社会の活力を促す景観づくり
- (3) 市民・事業者・行政の協働による持続可能な景観づくり

#### < 基本方針 >

- (1) 海・山・まちのまとまりやつながりを高め、特性を活かす景観形成を推進します。
- (2) 海・山・まちの一体性が感じられる景観形成を進めます。
- (3) 佐世保を代表する観光資源を保全・創造し、観光振興につなげる景観形成を推進します。
- (4) 海と陸の玄関にふさわしい顔づくりを推進します。
- (5) 地域のまちづくりと連携した景観形成を推進します。
- (6) 人づくりと仕組みづくりにより協働による景観形成を推進します。

### 4. 地区別の景観形成

佐世保市の景観計画の区域は、「佐世保市全域」とし、地域環境に応じた景観形成を進めるため、景観計画区域を4つのゾーンに区分します。

### 5. 景観形成基準

良好な景観形成を進めるため、ゾーン毎に建築物、工作物、開発行為等の景観形成基準を定めます。

#### ■建築物・工作物の景観形成基準(例:都心まちなみゾーンより抜粋)

形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。</li> <li>●主要な眺望点から見て、海への眺望や背景となる山なみの稜線への眺望に配慮する。</li> <li>●屋外階段はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、壁面と同様の素材で覆うなど、建築物本体と調和するよう努める。</li> <li>●大規模な立体駐車場は建物本体と同一の色調にするなど、周辺との調和に努める。</li> <li>※主要な眺望点とは、九十九島の眺望ポイント8カ所のこと。 (展海峰、石岳展望台、船越展望所、弓張岳展望台、鶴渡越展望台、高島番岳、冷水岳、長串山)</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺のまちなみや背景の山なみ等と調和が図れる低彩度の色彩とする。</li> <li>●屋根や建築物上部については、無彩色を推奨する。</li> </ul>
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、屋根や外壁と同一の色調にするなど、建築物と調和し、目立たないよう工夫する。</li> </ul>
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。</li> <li>●建築物と一体となったよう壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。</li> </ul>

#### ■開発行為等の景観形成基準

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掘削若しくは盛土の規模はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。</li> <li>●のり面が生じる場合は、緑化措置(芝、低木又は中高木の植栽)を講じるなど、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>●よう壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
------	--

